## 第19回 静岡県本人確認情報保護審議会資料

# 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について



Shizuoka Prefecture

令和5年12月11日(月) 静岡県経営管理部

## 住民基本台帳ネットワークシステムの概要

#### 1 住基ネットとは

- 住民基本台帳ネットワークシステムは平成14年8月5日に稼動開始。
- 住民基本台帳(住民票)を全国でネットワーク化。
- 住民基本台帳法に基づき、住民票コード等を検索キーとして全国共通の本人確認が可能。
- もって、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を図る。
- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に「本人確認情報」を送信。(法第30条の6、7)
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定。(住基法第30条の15)

#### 2 本人確認情報とは

- 住民基本台帳基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)
- 個人番号(マイナンバー:12桁の数字)
- 住民票コード(11桁のランダムな数字)
- 変更情報(転入・転出等の情報)

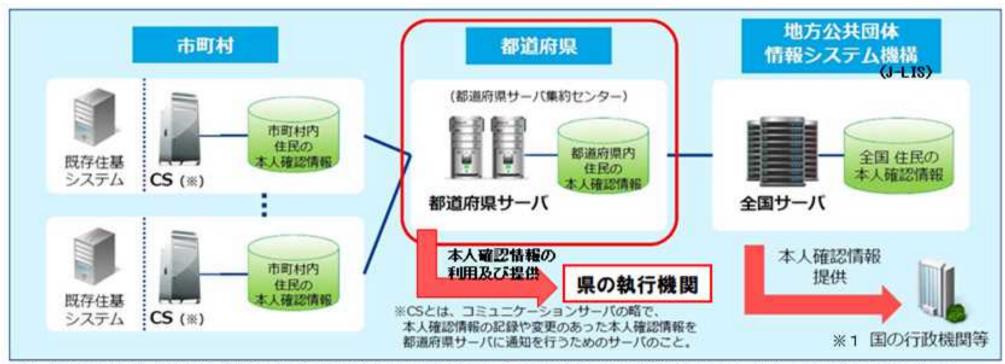
#### 3 住基ネット利用のメリット

- 本人確認情報の利用により住民票の写し、年金の現況届等の添付の省略が可能になる。
- 住民票の写しの広域交付のサービスを受けることができる。
- 住民票のコンビニ交付、転入転出手続の簡素化
- 市町村の住民基本台帳事務の効率化(本人確認、転入転出、戸籍の附票の送信等)

## 住民基本台帳ネットワークシステムの構成

#### システムの構成

住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に 資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシス テム。これにより、住民票の提出の省略など利便性向上や事務の効率化が図られている。



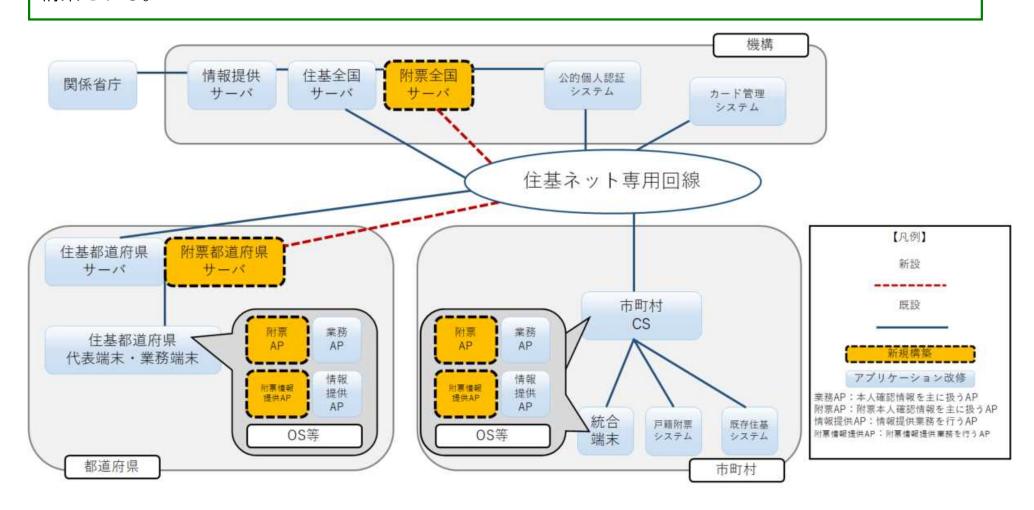
※1 法定事務では、国の行政機関の他に通知都道府県内外の市町村、通知都道府県以外の都道府県に対して本人確認情報が提供される。

## 住民基本台帳ネットワークシステムの構成

#### システムの構成

令和元年の法改正により、附票本人確認情報を保有することとなった。

その制度改正を実現するため、住基ネット専用回線に附票全国サーバ及び附票都道府県サーバが新規構築される。



## 住民基本台帳ネットワークシステムの役割 本人確認情報の提供・利用実績

#### 国の行政機関等への本人確認情報の提供(R3実績)

- ①国の行政機関等に対して本人確認情報を提供(年金支給事務、司法試験の実施など)→ 年間 約14億件
- ②地方公共団体に対して本人確認情報を提供(パスポートの発給、税務事務など) → <u>年間約5,170万件</u>
- ③行政手続における住民票の写しの省略(パスポートの受給申請、免許等の申請など)→ <mark>年間約700万件</mark>
- ④年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → 全国で約1,300万人分
- ⑤年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で約4,000万人分

#### 静岡県の利用実績

- ・本県では、財務事務所、土木事務所等の59所属において、本人確認情報を行政事務に利用している。
- ・ 条例事務は平成20年4月より開始している。
- · 令和4年度の利用実績は、法令事務326,868件(前年度比 0.9倍)、条例事務4,322件(前年度比 1.0倍)

年度	法令事務		条例事務		ナか利田 <b>車</b> 変
	事務数	利用件数	事務数	利用件数	主な利用事務
H15~R2	6~39	1, 694, 079	0~31	296, 483	・県税賦課徴収事務のための居住確認 ・身体障害者手帳交付申請者の居住確認 など 【条例事務】 ・介護支援専門員資格申請者の居住確認
R 3	39	377, 190	33	4, 190	
R 4	39	326, 868	34	4, 322	
計		2, 398, 137		304, 995	・心身障害者扶養共済加入申込者の居住確認 など

## 県における本人確認情報に関する保護対策

# 1 職員研修

#### ①新年度研修(対象者:県)

- 令和5年4月中旬に県内7箇所の会場で開催し、270名が参加。
- 新規で住基ネットを利用する者及び各所属の業務管理者等が必ず出席するよう 義務付けている。(継続利用者には、業務管理者等が研修を実施)
- ・住基ネットの概要、セキュリティ概論、県のセキュリティ要綱について説明。
- 新規利用者は研修終了後、静脈登録を実施し、住基端末の操作方法を実習。
- マイナンバー制度の概要について説明。
- ②住基ネット担当者研修(対象者:市町住基ネット担当者)
  - ・総務省及び機構と共催で5月に開催。
  - 今年度は動画視聴形式で開催。
  - ・住基ネットのセキュリティ対策、自己点検等について総務省が説明。
- ③セキュリティ研修(対象者:市町住基ネット担当者)
  - 令和5年11月22日にWeb開催し、34市町112名が参加。
  - 国の地域情報化アドバイザー大高氏を講師に招聘。
  - セキュリティの基礎、情報漏洩の実例等を解説いただいた。

## 県における本人確認情報に関する保護対策

# 2 内部監査(県所属対象)

- 〇セキュリティ要綱に基づき、年1回、全ての県利用所属を対象に監査を実施。
  - ・下記3項目を重点に監査を実施している。
    - ①セキュリティ対策に関する研修の実施
    - ②利用制限の遵守
    - ③本人確認情報検索・抽出の記録
  - 監査の透明性の確保を目的とし外部業者に監査補助を委託
- 〇令和4年度監査の実施状況
  - ・令和4年12月5日~令和5年1月30日に全58所属に対して実施
  - •不適切な事項を指摘した所属 19所属
  - ・主な指摘事項は「検索する事務の根拠法令(条例)の選択誤り」、「検索記録の 管理簿への記載漏れ」など
- 〇令和5年度は、令和5年12月~令和6年1月に全59所属に対して実施中。

## 県における本人確認情報に関する保護対策

# 3 自己点検(市町対象)

- 〇総務省が配布する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している 既設ネットワークに関する調査表」を全市町が実施。
  - ・調査表は規程類の整備状況、システムの運用に関すること等の全部で124項目。
  - 自己点検により1点(不適切)~3点(適切)で評価している。
  - ・自己点検の結果については、県でヒアリングや現地調査を実施し内容を確認している。特に、操作履歴の確認状況について重点的に聞き取りを行い、目的外の利用がないか確認するよう助言。
- 〇令和5年度の本県市町の平均点は、2.99点。
  - ・3点(適切)の評価でない項目は、1市で1項目。
  - ・主な不適切事項は「システムのバージョンアップ等が適切に行われているかの作業記録を残していない」。
  - ・3点の評価でない上記の項目について「改善計画」を作成し改善を図っている。